

2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、大阪府堺市に置く。

(目的)

第3条 協議会は、2023年に大阪・堺で開催されるG7貿易大臣会合及び関連する一連の事業（以下「貿易大臣会合」という。）への協力・支援などを通じて貿易大臣会合の成功と世界に向けた大阪・堺及び関西の魅力の発信と存在感の向上及び発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、国と緊密な連絡、連携を図りながら次の事業を行う。

- (1) 貿易大臣会合の準備・開催などに係る国、関係団体との連絡調整
- (2) 会場の確保・設営、交通対策など条件整備に関する協議・調整
- (3) 会議開催に必要な情報収集、提供
- (4) 貿易大臣会合の開催に伴う広報、情報発信
- (5) 歓迎行事の企画、実施
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な取組み

(構成員)

第5条 協議会は、別表1に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成し、別表2に掲げる者を委員とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員会の議決により、構成団体及び委員の構成を変更することができる。

(委員の報酬)

第6条 委員は、無報酬とする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名

2 役員は、協議会の会議（以下「総会」という。）において、委員の中から互選により選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事)

第9条 協議会に監事を置く。

2 監事は、会長が委嘱する。

3 監事は、協議会の業務の執行状況及び会計を監査し、役員会へ報告する。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、協議会の事業の円滑な推進について、専門的見地から会長に対して意見を述べることができる。

(任期)

第11条 役員、監事及び顧問の任期は、その選任の日から協議会が解散する日までとする。

(賛助団体)

第12条 構成団体以外に協議会の趣旨に賛同する団体を賛助団体として置くことができる。

2 賛助団体は、協議会から必要な情報提供を受け、協議会の事業活動に対して、協力・支援するものとする。

(総会)

第13条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 議長は、総会において、会計年度における事業計画、予算、決算その他の協議会の運営に係る重要事項を報告する。

(役員会)

第14条 協議会の円滑な業務執行を図るため、協議会に役員会を置く。

2 役員会は、第7条第1項各号に掲げる役員をもって構成し、会計年度における事業計画、予算、決算その他の協議会の運営に関し会長が特に必要と定める事項について審議し、及び決定する。

3 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

4 役員会は、役員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 役員会の議事は、役員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて、役員会の会議の議事に關係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 やむを得ない理由のため、役員会の会議に出席できない役員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において

て、第4項及び第5項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。

- 8 会長は、役員会を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、役員会の会議に付議すべき事案を記載した書面を役員に回付し、その賛否を問うことにより役員会の会議に代えることができる。

(幹事会)

第15条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の事業に関して企画・立案を行う。
- 3 幹事会は、役員会に付議すべき事項を審議する。
- 4 幹事は、別表3に掲げる者とし、幹事の中から幹事長を互選により選出する。
- 5 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要に応じて、幹事会の会議の議事に關係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が定める。
- 3 事務局の事務は、事務局長が総括する。

(経費)

第17条 協議会の運営及びその実施する事業に要する経費は、構成団体、賛助団体等からの分担金、協賛金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会設立初年度は、設立の日からその日以降最初に到達する3月31日までとする。

(出納閉鎖)

第19条 出納は、会計年度の翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(残余金)

第20条 決算に残余金が生じた場合は、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(規約の変更)

第21条 この規約の変更は、役員会において決定し、総会に報告する。

(解散)

第22条 協議会は、第3条の目的が達成されたときに、役員会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産)

第23条 協議会が解散するときに有する残余財産については、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(その他)

第24条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営について必要な事項は、役員会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年9月30日から施行する。ただし、第16条の規定及び別表3のうち2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局長に係る部分の規定は、別途、その施行の日を決定する。
- 2 協議会設立時の役員の選任については、設立総会の議決をもって第7条の手続きにより選任されたものとみなす。
- 3 この規約の施行後、第1項ただし書に規定する日までの間は、協議会の事務は、第16条の規定にかかわらず、大阪府政策企画部企画室及び堺市市長公室において処理する。

別表1

大阪府
堺市

別表2

大阪府知事
堺市長

別表3

大阪府副知事
堺市副市長
大阪府政策企画部長
大阪府府民文化部長
大阪府商工労働部長
大阪府環境農林水産部長
堺市市長公室長
堺市文化観光局長
堺市産業振興局長
協議会事務局長